

下水サーベイランス事業の全国展開
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
感染症危機管理担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

感染症のまん延を防止するには、感染状況の正確な把握が重要であるが、本年5月以降、新型コロナウイルス感染者数の把握体制が全数把握から定点把握に移行したことで、これまで以上に感染動向を捉えにくい状況となっており、今後の感染の傾向やピークを早期に調査する方法が求められている。

また、感染者の特定はPCR検査等で可能であるが、現在、国内外で研究や取組が進む「下水サーベイランス」は、地域の下水中に排出されたウイルス濃度を調査する手法であることから、各地域の見えない感染の「見える化」だけでなく、医療機関の報告よりも早く流行の兆候や、その後の感染動向の全体像を把握できる調査として期待されている。

また、国の調査研究業務として、昨年度に公表された「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」の報告書においても、「下水サーベイランス」については、感染症の類型を問わず、「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と評価されていることから、全国の地方公共団体において事業化に向けた仕組みを整備し、国と地方が一体となって感染症のまん延を防止していく必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、感染症の危機に迅速・的確に対応するため、本年9月に発足した内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となって、厚生労働省や国土交通省、各地方公共団体と連携し、下水サーベイランス事業を全国展開するよう強く要請する。